第一ライフ資産運用経済研究所
Daiichi Life Group

2026 年 11 月

【1 分解説】生命保険料控除の子育て世帯への特別措置とは？

資産運用調査部　シニア研究員　重原　正明

生命保険料控除の子育て世帯への特別措置とは、23 歳未満の扶養親族を持つ人に対する、時限的な生命保険料控除上限の引き上げ措置のことです。

生命保険料控除は、一定の要件を満たす保険契約（共済含む）に関し、その保険料の一部を所得から控除する制度です。

控除額には上限があり、2012 年以降に加入した契約に関しては、人の生死に関する給付等にかかる保険料の控除（新生命保険料控除）、年金給付にかかる保険料の控除（新個人年金保険料控除）、介護・医療給付にかかる保険料の控除（介護医療保険料控除）それぞれについて各 4 万円とされていますが、これが新生命保険料控除について 6 万円に引き上げられます。ただし 3 種控除を合計した控除額の上限 12 万円は不変で、2011 年以前に加入した契約の保険料にかかる控除額も不変です。

対象は、納税する居住者が年末時点で 23 歳未満の扶養親族を有する場合です。扶養控除とは扱いが異なり、23 歳未満の扶養親族が 1 人いれば、夫婦双方がこの特例を受けられます。。

これは 2026 年及び 2027 年分の所得税に関する時限的な対応で、給与所得者は、それぞれの年の年末調整で適用を受けられます。確定申告による場合は、原則として翌年の申告時に必要な手続きを行うこととなります。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一ライフ資産運用経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。